

6介第 35 号  
令和6年 4月 8日

地域包括支援センター 管理者 様  
居宅介護支援事業所 管理者 様  
第1号訪問事業所 管理者 様  
第1号通所事業所 管理者 様

福島市介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

### 令和6年度福島市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について(通知)

日頃より、介護保険事業にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、福島市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、旧介護予防に相当するサービス単価は、国が定める額から勘案し市町村が定めることとされています。今回、国が定めるサービス単価の変更に伴い、福島市介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表について別紙のとおり改定いたしましたので通知します。また、主な改定内容は下記のとおりです。

なお、請求システム等で必要な単位数表マスタについては、現在作成中ですので、準備ができ次第、福島市のホームページに掲載いたします。

#### ○改正にかかる資料

- ・介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)(令和6年3月28日事務連絡)  
→国が定めるサービスコード表に、市町村が勘案する基準となる単位数が掲載されています。  
福島市においては、国が定める単位数に準じる内容で定めています。
- ・令和6年度介護報酬改定における改定事項について  
(厚生労働省ホームページ「令和6年度介護報酬改定について」掲載資料)

#### 記

#### 1 施行時期

令和6年4月1日

#### 2 複数項目にかかる改正事項

【新設】高齢者虐待防止の推進、業務継続計画未策定事業所に対する減算を算定するためのコードが新設されます。また当該減算を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入することとなります。

利用区分	減算率
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%減算
業務継続計画未実施減算(訪問型サービスを除く)	所定単位数の1%減算

### 3 基本報酬

#### (1)訪問型サービス

基本報酬において単位数の変更はありません。

#### (2)通所型サービス

基本報酬において、通所介護の介護報酬改定に準ずる見直しを行うとともに、運動機能向上加算の包括化により単位数の変更があります。

(「各種加算および減算」の当該加算も参照ください)

基本報酬(1月当たり)	改正前	改正後
要支援1・事業対象者	1,672単位	1,798単位
要支援2・事業対象者	3,428単位	3,621単位

#### (3)介護予防ケアマネジメント

報酬改定に準じた見直しにより単位数の変更があります。

基本報酬 (1月当たり)	改正前	改正後
	438単位	442単位

#### (4)月額包括報酬の日割り請求について

月途中で「介護予防短期入所療養介護の退所・退院および入所・入院した場合」、月額包括報酬の日割り請求が適用されます。

介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(独自)	月途中の事由		起算日
	開始	退院	退院日または退院日の翌日
	終了	入院	入院日または入院日の前日

※訪問型サービス・通所型サービスの基本報酬について、1回あたりの単位数の改定が行われていますが、福島市においては月額包括報酬の単位数のみ実施しております。

### 4 各種加算および減算

各種加算および減算における改正は、介護報酬の改定に準じて行われています。

#### (1)訪問型サービス

【見直し】同一建物減算を算定するためのコードが見直されます。また当該減算を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入することとなります。

利用区分	減算率
訪問型サービス同一建物減算	所定単位数の10～15%減算

【新設】職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理事業所の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算が設けられます。

利用区分	単位数
口腔連携強化加算	50単位／1月に1回

## (2)通所型サービス

【新設】居宅と通所型サービス事業所との送迎を行わない場合、減算を算定するコードが新設されます。

利用区分	減算単位数
事業所が送迎を行わない場合	47単位／片道につき

【廃止・新設・見直し】運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬への包括化を行うとともに、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせる算定していることを評価する選択的サービス複数実施加算について見直しが行われました。

利用区分	単位数
一体的サービス提供加算	480単位／月

## (3)介護予防ケアマネジメント

【新設】高齢者虐待防止の推進、業務継続計画未策定事業所に対する減算を算定するためのコードが新設されました。(「2 複数項目にかかる改正事項」の項目を参照ください)

## 5 その他

### (1)【改定なし】区分支給限度基準額について

今回の介護報酬改定に伴う区分支給限度基準額の変更はありません。

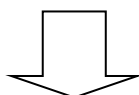
### (2)【令和6年6月1日施行】介護職員の処遇改善について

介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。

#### ①訪問型サービスについて

《令和6年5月31日まで》

利用区分	加算率(1月あたり)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の13.7%加算
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10.0%加算
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の5.5%加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の6.3%加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の4.2%加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の2.4%加算



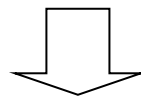
《令和6年6月1日から》

利用区分	加算率(1月あたり)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の24.5%加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の22.4%加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の18.2%加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の14.5%加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) ※令和7年3月31日までの間	所定単位数の7.6%~22.1%加算

②通所型サービスについて

《令和6年5月31日まで》

利用区分	加算率(1月あたり)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の5.9%加算
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の4.9%加算
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の2.3%加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の1.2%加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の1.0%加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.1%加算



《令和6年6月1日から》

利用区分	加算率(1月あたり)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の9.2%加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の9.0%加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の8.0%加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の6.4%加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) ※令和7年3月31日までの間	所定単位数の3.3%~8.1%加算

(3)単位数表マスタ等の掲載場所 ※令和6年4月中旬掲載予定

福島市ホームページ 健康・福祉 > 福祉・介護

> 地域包括ケアシステム > 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

> 『介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)』による訪問型サービス・通所型サービス指定事業者向け

問合せ先 〒960-8601 福島市五老内町3番1号  
 福島市健康福祉部 介護保険課 介護給付係  
 TEL 024-525-6587 FAX 024-526-3678